

## 北方領土問題の歴史と諸権利 (3)



高井 晋  
(笹川平和財団特別研究員)

はじめに

- 1 領土主権と国家領域
- 2 北方領土問題の歴史 (以上、第7巻2号)
- 3 第2次世界大戦前後の国際的文書  
(以上、第8巻1号)
- 4 戦後の日露交渉史 (以下、本号)
- 5 北方領土にかかわる諸権利 (以下、次号)

おわりに

### 4 戦後の日露交渉史

#### (1) スターリンの主張と北方領土の国有化

日本は、第2次世界大戦の連合国が「日本国ニ対シ今次の戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フル」とした「ポツダム宣言」<sup>1</sup>の受諾を、1945年8月14日に米、英、中、ソ各国に通告したことで8月15日に戦闘行為は一時的に停止した。日本と連合国は、9月2日に東京湾上の米国戦艦ミズリー号の甲板で「降伏文書」に調印し、第2次世界大戦は、法的に休戦となった。それ以降、対日平和条約が締結されるまでの間、日本に対する占領政策が継続されたのである。

ソ連のスターリン大元帥は、早くも9月2日に放送でソ連国民に対して次のように呼びかけた<sup>2</sup>。

…1904年の日露戦争でのロシア軍隊の敗北は国民の意識に重苦しい思い出をのこした。この敗北は我が国に汚点を印した。わが国民は、日

1 米大統領、中華民国主席、英国総理大臣が連合国の国民を代表してポツダム宣言は、1945年7月26日にドイツのポツダムにおいて署名され、日本は8月14日に受諾した。  
2 外務省編『われらの北方領土』2015年版資料編、21頁。

本が粉碎され、汚点が一掃される日が来ることを信じ、そして待っていた。40年間、われわれ古い世代のものはこの日を待っていた。そして、ここにその日はおとずれた。きょう、日本は敗北を認め、無条件降伏書に署名した。このことは、南樺太と千島列島がソ連邦にうつり、そして今後はこれがソ連邦を太平洋から切り離す手段、わが極東にたいする日本の攻撃基地としてではなくて、わがソ連邦を太平洋に直接むすびつける手段、日本の侵略からわが国を防衛する基地として役立つようになるということを意味している。…

北方領土は、スターリンがいみじくも述べたように、ソ連にとって地政学上の重要な位置に存在しており、北方領土の確保は、ソ連の対日、対米安全保障上、重要な意味をもっているのである。北方領土返還交渉が遅々として進展しないのは、安全保障の問題と密接に関わっていることが理由であることに留意しなければならない。

米ソ間で一般命令第1号を作成中の1945年8月25日、トルーマン米大統領が千島列島はソ連の領土ではなく、対日講和会議で決まるべき日本の領土である旨の注意を喚起した<sup>3</sup>にもかかわらず、そして対日平和条約の締結を待つことなく、ソ連は、1946年2月2日、「南樺太と千島列島にある資源、林、水を含む一切の土地は、1945年9月20日より国家の所有、すなわち全人民の財産であることを決定する」として、南樺太と千島列島を新たに獲得したソ連の領土として国有化していった<sup>4</sup>。

第2次世界大戦を法的に終結させるのは対日平和条約であるが、ソ連はこれに署名することを拒否したため、日ソ両国間の国際法上の関係は戦争法が適用される法的状況にあった。日ソ両国は、戦後まもなく平和条約の締結交渉を検討したが、歯舞諸島と色丹島の帰属を除いて意見一致の見通しが立たず、結局、前述したように、1956年10月19日、戦争終結宣言である「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」、すなわち「日ソ共同宣言」に署名し、これが発効した同年12月12日に日ソ間の国交が回復された。

3 Harry S. Truman, *Memories by Harry S. Truman - Year of Decisions*, Garden city, 1955, p.440.  
4 ソ連による北方領土の国有化について、詳しくは、拙稿「千島列島と全千島列島」、『島嶼研究ジャーナル』第5巻1号 (2015年11月)、44-46頁を参照。

「日ソ共同宣言」は、第9項で「日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡す」と規定したが、この宣言はあくまで戦争を法的に終結させる宣言であり、国際法上、最終的には平和条約を締結しなければならない。その後、今日まで日ソ両国間で交渉が果てしなく続けられているが、未だ平和条約は締結されていないのは周知のとおりである。

## (2) 両国間の平和条約交渉

### ① 日ソ共同宣言の解釈問題

1956年の「日ソ共同宣言」締結後、日本は、主権回復以前の1950年に締結した「日米安全保障条約」を改定することにし、対日平和条約発効後の1960年1月に「新日米安全保障条約」を締結した。これに対しソ連は、同月27日、「日本政府によって調印せられた新条約が、ソ連邦と中華人民共和国に向けられたものであることを考慮し、…日本領土からの全外国軍隊の撤退およびソ日間平和条約の調印を条件としてのみ<sup>6)</sup>歯舞諸島と色丹島を日本に引き渡すと声明した。

日本政府は、直ちにこれに対して次のように反論した<sup>7)</sup>。

この共同宣言は日ソ両国関係の基本を律する国際取極であり、…この厳粛な国際約束の内容を一方的に変更しえないことはここに論ずるまでもない。さらにまた日ソ共同宣言が調印された際、既に無期限に有効な現行安全保障条約が存在し、日本国に外国軍隊が駐留しており、同宣言はこれを前提とした上で締結されたものである。

しかしソ連は、これに取り合おうとせず、それ以降、領土問題は解決済みであるとの態度に終始した。一般に条約交渉時に留保を付すことは

日ソ共同宣言の署名 (鳩山一郎首相とブルガーニン・ソ連首相)



(出典：北方領土問題対策協会 HP<sup>5)</sup>)

可能であるが、締結後に一方的に解釈留保を付すことは、日本政府の主張通り、国際法上認められない。ソ連は、強大な軍事力を背景に国際法に反する解釈を日本に押し付けたのであった。

このような情勢の中で、日本政府は、旧島民に対する人道的配慮から、ソ連政府に対し北方領土における墓参の実現を強く要望し続けた。その結果、後述するように、1964年から旅券とビザを所持しないで身分証明書による入域という特別の方式により北方領土における墓参が断続的に実施されてきた<sup>8)</sup>。墓参第1陣は、9月8日から11日まで2班51人が水晶島と色丹島へ入域した<sup>9)</sup>。

その後日本は、国際情勢が全体として緊張緩和の方向に向かった1973年、16年間も「領土問題は解決済み」と繰り返し主張してきたソ連と、平和条約締結交渉を開始することを謳った共同声明<sup>10)</sup>を発表した。その第1項で「双方は、第二次世界大戦の時から未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識」していること、第2項で「シベリア天然資源の共同開発、貿易、運輸、農業、漁業等の分野における協力を促進」すること、および第3項で「すべての国が国連憲章に従いその相互関係において紛争を交渉により解決するとの原則、および武力によるまたは武力の行使を慎むとの原則を遵守する必要性」があることが規定されていた。

第1項にいう「未解決の諸問題」は、北方領土の帰属問題を意味していることは言を俟たない。第2項は、ソ連がシベリア地方に限定しているものの、ソ連が両国間の共同経済活動を渴望している旨を表明しており、後述する「新しいアプローチ」を示唆するものとして興味深い。

日ソ間の平和条約交渉は、1973年(第2回)、1975年(第3回)、1976年(第4回)と続いた<sup>11)</sup>が、領土問題の解決と平和条約締結は不可分であるとする日本の主張と、北方領土の返還に関するソ連の頑な態度との間の溝は埋まらず、平行線のままだった。ソ連はこれ以上交渉しても意味

5 <https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/history/history7/> (as of 15 July 2019).

6 「ソ連政府の日本政府に対する覚書」(抜粋)(1960年1月27日)、日本国外務省・ロシア連邦外務省編『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料』、5。(4)ソ連政府の対日覚書(1960年)、1992年9月。

7 「日本政府のソ連政府に対する覚書」(抜粋)(1960年2月5日)、『北方領土問題共同作成資料』(5)日本政府の対ソ覚書(1960年)。

8 『われらの北方領土』(前掲註2)、42頁。

9 北方領土墓参実施状況、内閣府北方対策本部HP、1頁、(<https://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryu/kouryu.html>, as of 25 August 2019)。

10 「日ソ共同声明」(1973年10月10日モスクワで署名)、『われらの北方領土』(前掲註2)、26頁。

11 同書、59頁。

がないと判断したこともあり、1976年1月の第4回平和条約交渉において、両国は、外相間で平和条約の早期締結を目的とした定期協議を行うことを合意した。しかし同年5月、ソ連は、後述するように、歯舞群島と色丹島への墓参の際には有効な旅券とソ連の査証を取得するよう要求し<sup>12</sup>、日本がこれに強く反発したため、墓参は中止を余儀なくされた。墓参が再開したのは、11年後の1986年8月のことであった。

これ以降、ほぼ毎年のように日ソ外相間定期協議、日ソ事務レベル協議が行われ、ソ連が崩壊した後は、北方領土の領有権を主張するロシアを対象に日露外相間定期協議、日露事務レベル協議が継続され、日ソ間の懸案事項について交渉を行ってきたが、根本的な解決には至らなかった。

## ② ソ連邦の崩壊と北方領土問題

北方領土問題との関連で日ソ関係が大きく進展したのは、ソ連邦崩壊前後に登場したゴルバチョフ・ソ連大統領とエリツィン・ロシア大統領が、ソ連の従来と異なった柔軟な姿勢を示したことによる。1985年3月に大統領に就任したゴルバチョフは、徐々にではあるが日ソ関係の改善の必要性を認識していった。1986年1月に東京で行われた第6回日ソ外相間定期協議で領土問題を含む平和条約交渉が行われ、翌年5月にモスクワで行われた第7回定期協議では、後述するように、北方領土問題に関する日本の立場を害さない形での合意が成立し<sup>13</sup>、同年8月に11年ぶりに水晶島と色丹島における墓参が実現した<sup>14</sup>。

1991年4月に訪日したゴルバチョフ大統領は、日ソ首脳会談後に発表された「日ソ共同宣言<sup>15</sup>」で、北方領土問題の解決に向けて、次のような合意を行った。

…歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土確定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体につい

12 「外務省柳谷情報文化局長談話」(1976年9月4日)、同書、28頁。

13 同書、17頁。

14 北方領土墓参実施状況、内閣府北方対策本部 HP (前掲註9)、1頁。

15 日ソ共同声明 (1991年4月18日)、前掲共同作成資料、6、ゴルバチョフ・ソ連邦大統領訪日及びそれ以降、(1) 日ソ共同声明 (1991年)。

て詳細かつ徹底的に話し合いを エリツィン (左) とゴルバチョフ (右)

行った。…平和条約が、領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと、友好的な基礎の上に日ソ関係の長期的な展望を開くべきこと及び相手側の安全保障を害するべきでないことを確認するに至った。



(出典：Андрей Мурай, Кем был Борис Николаевич Ельцин, *Yablor, ru*, 12, June 2019)<sup>16</sup>

…

かくして、領土問題は解決済みとする態度を変えなかったソ連が、この宣言で平和条約の交渉の対象としての北方領土問題の存在を明らかにしたのであった。

1991年12月には69年間続いたソ連邦が崩壊し、北方領土問題の交渉相手国は、ソ連邦の承継国であるロシア連邦共和国となった。初めての民主的な選挙で大統領に選出されたエリツィンは、社会主義の軛から解放されたロシアが日本との平和条約交渉を行うことを、ロシア国民に対して次のように明らかにした<sup>17</sup>。

…国際社会の一員としての民主主義的なロシアの将来及びその国際的な権威は、結局のところ…合法性、正義、国際法の諸原則の無条件の遵守というものを自らの政策の規範となしうるか、ということの多くにかかっているのです。…周知のとおり、この条約締結への主な障害として、ロシアと日本との間の境界画定問題が提起されています。…

その後、1993年10月に日露首脳会談のために来日したエリツィンは、日露関係を進展させるため、東京宣言<sup>18</sup>に合意して以下のように新たな交渉基盤を確立させた。

…両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関す

16 <https://yablor.ru/blogs/kem-bil-boris-nikolaevich-elcin/6469941>, (as of 20 August 2019).

17 (2) エリツィン・ロシア大統領のロシア国民への手紙 (1991年11月16日)、6、ゴルバチョフ・ソ連邦大統領訪日及びそれ以降、『共同作成資料』(前掲註6)。

18 日露関係に関する東京宣言 (1993年10月13日)、日本国外務省・ロシア連邦外務省編『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料の新版』、2001年1月16日。